



2026年2月16日

各 位

東京都港区芝浦三丁目1番1号
安田倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 一成
(コード番号: 9324 東証プライム)
問合せ先 業務部長 瀧澤 和貴
(TEL. 03-3452-7311)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年2月16日付の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、2030年のあるべき姿としての「長期ビジョン 2030」と、長期ビジョンを実現するための計画として中期経営計画「強くなる、ひとつになる YASDA GROUP CHALLENGE 2027」を策定し、世界に誇れる YASDA ブランドと革新的テクノロジーの融合で全てのステークホルダーの期待を超える企業グループを目指しております。長期ビジョン・中期経営計画に基づき、物流事業・不動産事業の収益力強化とサステナビリティ経営の推進、株主還元強化等の資本政策を通じ、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいりました。

また、当社は株式価値向上を目指し、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方針」のもと、施策の一環として政策保有株式の縮減へ取り組んでまいりました。この度、当社株式の売却について一部の株主様のご理解と合意を得られたことから、本売出しを実施することを決定いたしました。

なお、本売出しは浮動株比率向上による TOPIXへの組み入れ維持、株式の流動性向上及び投資家層の裾野拡大に繋がり、中長期的な株式価値向上へ資するものと考えております。

また、当社は、本日の取締役会決議により、本売出しの実施に伴う当社株式需給への影響を緩和するとともに、株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行する観点から、自己株式の取得を決定いたしました。当該自己株式の取得の詳細については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

今後も当社グループは、各種取り組みを通じて、株式価値ならびに企業価値向上へ努めてまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数
当社普通株式 2,887,600 株
- (2) 売出人及び売出株式数
損害保険ジャパン株式会社 1,072,500 株
大成建設株式会社 462,100 株
東京海上日動火災保険株式会社 452,000 株
株式会社ニチレイ 301,000 株
株式会社青森みちのく銀行 300,000 株
J B C C ホールディングス株式会社 300,000 株
- (3) 売出価格
未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年2月24日（火）から2026年2月26日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売出方法
みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間
売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受渡期日
売出価格等決定日の5営業日後の日。
- (7) 申込証拠金
1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位
100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小川 一成に一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞2. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数
当社普通株式 433,100 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。
売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人
みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格
未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法
引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 433,100 株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間
引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日
引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金
1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位
100株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自願見書き及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小川 一成に一任する。
- (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以上

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しほは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から433,100株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、433,100株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2026年3月26日（木）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年3月26日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である損害保険ジャパン株式会社、大成建設株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自願見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行及び2023年6月28日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件」に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。